

議 事 録

会議の名称	令和5年度第11回登米市農業委員会総会																																																																																																												
開催日時	令和6年1月25日（木） 午後1時30分 開会 午後2時45分閉会																																																																																																												
開催場所	中田庁舎3階 旧議場																																																																																																												
議長の名氏	会長 高橋 清範																																																																																																												
出席者 （委員） の氏名	<p>【農業委員】</p> <table border="0"> <tr> <td>1番</td> <td>小野寺 義 幸</td> <td>2番</td> <td>鈴木 泰 子</td> <td>3番</td> <td>田 島 幹 雄</td> </tr> <tr> <td>4番</td> <td>三 塚 芳 毅</td> <td>5番</td> <td>五十嵐 幸 喜</td> <td>6番</td> <td>柴 崎 専 一</td> </tr> <tr> <td>7番</td> <td>佐 藤 久 順</td> <td>8番</td> <td>浅 野 和 宏</td> <td>9番</td> <td>岩 淵 勉</td> </tr> <tr> <td>10番</td> <td>岩 崎 とみ子</td> <td>11番</td> <td>阿 部 静 男</td> <td>12番</td> <td>上 野 栄 公</td> </tr> <tr> <td>13番</td> <td>小野寺 鉄 子</td> <td>14番</td> <td>阿 部 晃 徳</td> <td>15番</td> <td>加美山 竜 太</td> </tr> <tr> <td>16番</td> <td>高 橋 健 之</td> <td>17番</td> <td>鈴木 巖</td> <td>18番</td> <td>芳 村 忠 市</td> </tr> <tr> <td>19番</td> <td>芳 賀 秀 二</td> <td>20番</td> <td>櫻 井 利 光</td> <td>21番</td> <td>佐 藤 瑛 彦</td> </tr> <tr> <td>22番</td> <td>鹿 野 昭 子</td> <td>23番</td> <td>門 馬 一 郎</td> <td>24番</td> <td>高 橋 清 範</td> </tr> </table> <p>【農地利用最適化推進委員】</p> <table border="0"> <tr> <td>1番</td> <td>門 脇 昭 雄</td> <td>2番</td> <td>及 川 祐 宏</td> <td>3番</td> <td>田 崎 光 雄</td> </tr> <tr> <td>4番</td> <td>千 葉 久三男</td> <td>5番</td> <td>東 敬 三</td> <td>6番</td> <td>芳 賀 定 一</td> </tr> <tr> <td>7番</td> <td>高 橋 弥寿仁</td> <td>8番</td> <td>白 石 喜 一</td> <td>9番</td> <td>佐 々 木 正 志</td> </tr> <tr> <td>10番</td> <td>岩 渕 和 也</td> <td>11番</td> <td>青 山 信 一</td> <td>12番</td> <td>千 葉 利 行</td> </tr> <tr> <td>13番</td> <td>佐 藤 啓</td> <td>14番</td> <td>千 葉 孝 二</td> <td>15番</td> <td>佐 々 木 喜 朗</td> </tr> <tr> <td>16番</td> <td>千 葉 博 直</td> <td>17番</td> <td>佐 々 木 尚 一</td> <td>18番</td> <td>小野寺 堅 二</td> </tr> <tr> <td>19番</td> <td>小 出 隆 則</td> <td>20番</td> <td>豊 澤 啓 司</td> <td>21番</td> <td>佐 々 木 武 雄</td> </tr> <tr> <td>22番</td> <td>佐 藤 晃</td> <td>23番</td> <td>鈴 木 一 義</td> <td>24番</td> <td>小 林 弘 幸</td> </tr> <tr> <td>25番</td> <td>石 堂 貴 博</td> <td>26番</td> <td>佐 藤 進</td> <td>27番</td> <td>土 生 浩 也</td> </tr> <tr> <td>28番</td> <td>亀 井 達 夫</td> <td>29番</td> <td>近 藤 充</td> <td>30番</td> <td>白 鳥 剛</td> </tr> </table> <p>（ は欠席委員、 は遅参委員、 は早退委員）</p>	1番	小野寺 義 幸	2番	鈴木 泰 子	3番	田 島 幹 雄	4番	三 塚 芳 毅	5番	五十嵐 幸 喜	6番	柴 崎 専 一	7番	佐 藤 久 順	8番	浅 野 和 宏	9番	岩 淵 勉	10番	岩 崎 とみ子	11番	阿 部 静 男	12番	上 野 栄 公	13番	小野寺 鉄 子	14番	阿 部 晃 徳	15番	加美山 竜 太	16番	高 橋 健 之	17番	鈴木 巖	18番	芳 村 忠 市	19番	芳 賀 秀 二	20番	櫻 井 利 光	21番	佐 藤 瑛 彦	22番	鹿 野 昭 子	23番	門 馬 一 郎	24番	高 橋 清 範	1番	門 脇 昭 雄	2番	及 川 祐 宏	3番	田 崎 光 雄	4番	千 葉 久三男	5番	東 敬 三	6番	芳 賀 定 一	7番	高 橋 弥寿仁	8番	白 石 喜 一	9番	佐 々 木 正 志	10番	岩 渕 和 也	11番	青 山 信 一	12番	千 葉 利 行	13番	佐 藤 啓	14番	千 葉 孝 二	15番	佐 々 木 喜 朗	16番	千 葉 博 直	17番	佐 々 木 尚 一	18番	小野寺 堅 二	19番	小 出 隆 則	20番	豊 澤 啓 司	21番	佐 々 木 武 雄	22番	佐 藤 晃	23番	鈴 木 一 義	24番	小 林 弘 幸	25番	石 堂 貴 博	26番	佐 藤 進	27番	土 生 浩 也	28番	亀 井 達 夫	29番	近 藤 充	30番	白 鳥 剛
1番	小野寺 義 幸	2番	鈴木 泰 子	3番	田 島 幹 雄																																																																																																								
4番	三 塚 芳 毅	5番	五十嵐 幸 喜	6番	柴 崎 専 一																																																																																																								
7番	佐 藤 久 順	8番	浅 野 和 宏	9番	岩 淵 勉																																																																																																								
10番	岩 崎 とみ子	11番	阿 部 静 男	12番	上 野 栄 公																																																																																																								
13番	小野寺 鉄 子	14番	阿 部 晃 徳	15番	加美山 竜 太																																																																																																								
16番	高 橋 健 之	17番	鈴木 巖	18番	芳 村 忠 市																																																																																																								
19番	芳 賀 秀 二	20番	櫻 井 利 光	21番	佐 藤 瑛 彦																																																																																																								
22番	鹿 野 昭 子	23番	門 馬 一 郎	24番	高 橋 清 範																																																																																																								
1番	門 脇 昭 雄	2番	及 川 祐 宏	3番	田 崎 光 雄																																																																																																								
4番	千 葉 久三男	5番	東 敬 三	6番	芳 賀 定 一																																																																																																								
7番	高 橋 弥寿仁	8番	白 石 喜 一	9番	佐 々 木 正 志																																																																																																								
10番	岩 渕 和 也	11番	青 山 信 一	12番	千 葉 利 行																																																																																																								
13番	佐 藤 啓	14番	千 葉 孝 二	15番	佐 々 木 喜 朗																																																																																																								
16番	千 葉 博 直	17番	佐 々 木 尚 一	18番	小野寺 堅 二																																																																																																								
19番	小 出 隆 則	20番	豊 澤 啓 司	21番	佐 々 木 武 雄																																																																																																								
22番	佐 藤 晃	23番	鈴 木 一 義	24番	小 林 弘 幸																																																																																																								
25番	石 堂 貴 博	26番	佐 藤 進	27番	土 生 浩 也																																																																																																								
28番	亀 井 達 夫	29番	近 藤 充	30番	白 鳥 剛																																																																																																								
事務局職員 職 氏 名	農業委員会事務局 事務局長 遠藤 貞、事務局次長 佐々木 祐也、主幹 佐藤 聡、主査 千葉 貴行、主事 白石 雄大 書記：農地管理係長 園田孝史																																																																																																												
議 題	議案第73号 登米農業振興地域整備計画の変更に関する意見の決定について 報告第33号 農地法第18条第6項の規定による届出について																																																																																																												

	<p>報告第 34 号 使用貸借権の合意解約について</p> <p>報告第 35 号 農地の現状変更届出について</p> <p>報告第 36 号 農地基本台帳新規(補正)登載申請について</p> <p>議案第 68 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について</p> <p>議案第 69 号 農地法第 4 条の規定による許可申請に対する意見の決定について</p> <p>議案第 70 号 農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見の決定について</p> <p>議案第 71 号 非農地証明願について</p> <p>議案第 72 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について</p>
会 議 結 果	<p>議案第 73 号 原案のとおり決定した。</p> <p>報告第 33 号 議案書のとおり報告した。</p> <p>報告第 34 号 議案書のとおり報告した。</p> <p>報告第 35 号 議案書のとおり報告した。</p> <p>報告第 36 号 議案書のとおり報告した。</p> <p>議案第 68 号 原案のとおり決定した。</p> <p>議案第 69 号 すべて可として意見決定することとした。</p> <p>議案第 70 号 すべて可として意見決定することとした。</p> <p>議案第 71 号 原案のとおり決定した。</p> <p>議案第 72 号 原案のとおり決定した。</p>
会 議 の 概 要	下記のとおり
会 議 資 料	<p>令和 5 年度第 11 回登米市農業委員会総会資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議案書 ・議案説明資料 ・諸般の報告 ・農地法第 3 条調査書
発 言 者	議 題 ・ 発 言 ・ 結 果
議長	<ul style="list-style-type: none"> ・あいさつ ・議案説明のための出席説明員及び書記の報告
議長	<p>日程第 1、議事録署名委員の指名を行います。</p> <p>議事録署名委員は、会議規則第 38 条第 2 項の規定により、13 番 小野寺鉄子委員、15 番 加美山竜太 委員を指名します。</p>
議長	<p>日程第 2、会期の決定を議題といたします。</p> <p>お諮りします。本総会の会期は本日 1 日間としたいと思っております。</p> <p>これにご異議ございませんか。</p> <p>《異議なしの声を確認》</p>

議長	<p>異議なしと認めます。 よって本総会の会期は本日 1 日間とすることに決定しました。</p> <p>日程第 3、諸般の報告を行います。 諸般の報告は、お手元に配布しております別紙報告書のとおりです。 これで諸般の報告を終わります。</p>
議長	<p>日程第 4、議案第 73 号登米農業振興地域整備計画の変更に関する意見の決定について、を議題とします。 事務局から説明を求めます。</p> <p>《事務局説明》</p> <p>次に、産業経済部から説明願います。</p> <p>《産業経済部説明》</p> <p>説明が終わりました。 ここで、現地調査員から調査結果の報告を求めます。 はじめに、第 1 区の報告を登壇してお願いいたします。</p> <p>説明が終わりました。</p>
8 番委員	<p>登米市農業委員会第 1 区に係る現地確認調査は、令和 6 年 1 月 22 日、午後 1 時 30 分から委員 3 名により、事務局職員及び産業経済部職員の案内で実施いたしました。その調査結果について報告します。 進行番号 4 番は、事務局説明のとおりです。 この申請地は、農用地区域以外に代替地もなく、他の農用地利用への支障、集団性の確保、土地利用の混在、担い手等への農用地の利用集積、及び、農用地の保全又は被害防除に支障を及ぼすおそれがないと認められます。 また、基盤整備事業は工事を完了してから 8 年以上経過しており、用途変更における要件をすべて満たしていると思われ、用途変更は妥当との意見で一致しました。 しかし、当該地は、既に一部農用外利用されていることから、今後は関係法令等を遵守し、適正に手続きを行うよう指導すべきと思われれます。 以上のとおり報告します。 令和 6 年 1 月 25 日現地調査委員 9 番 岩淵 勉 委員 18 番 芳村 忠市 委員 8 番 浅野 和宏 委員</p>

議長

次に、第2区の報告を登壇してお願いします。

16番委員

登米市農業委員会第2区に係る現地確認調査は、令和6年1月22日、午後1時30分から委員2名により、事務局職員及び産業経済部職員の案内で実施いたしました。その調査結果について報告します。

はじめに、進行番号1番から3番は、事務局説明のとおりです。

この申請地は、農用地区域以外に代替地もなく、他の農用地利用の支障、集団性の確保、土地利用の混在、担い手等への農用地の利用集積、及び農用地の保全又は被害防除に支障を及ぼすおそれがないと認められ、用途変更は妥当との意見で一致しました。

しかし、進行番号1番と3番は、既に一部農用外利用されていることから、今後は関係法令等を遵守し、適正に手続きを行うよう指導すべきと思われます。

次に、進行番号5番、6番は、事務局説明のとおりです。

この申請地は、農用地区域以外に代替地もなく、他の農用地利用への支障、集団性の確保、土地利用の混在、担い手等への農用地の利用集積、及び農用地の保全又は被害防除に支障を及ぼすおそれがないと認められます。

また、当該地は自動車専用道路の出入り口付近に位置する3種農地であり、除外は妥当との意見で一致しました。

次に、進行番号7番は、事務局説明のとおりです。

この申請地は、農用地区域以外に代替地もなく、他の農用地利用への支障、集団性の確保、土地利用の混在、担い手等への農用地の利用集積、及び農用地の保全又は被害防除に支障を及ぼすおそれがないと認められます。

以上のとおり報告します。

令和6年1月25日現地調査委員

17番 鈴木 巖 委員

12番 上野 栄公 委員

議長

調査報告が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。

《質疑なしの声あり》

質疑なしと認めます。

これから議案第73号を採決します。

お諮りします。

本案は、異議なしと意見を決定するものの、進行番号1番、3番、4番は、既に利用状況が変更されていることから、今後は関係法令等を遵守し、適正に手続きを行うように指導するよう付すことにします。

これにご異議ございませんか。

《異議なしの声を確認》

異議なしと認めます。

よって、議案第 73 号登米農業振興地域整備計画の変更に関する意見の決定については、異議なしとの意見を決定するものの、進行番号 1 番、2 番については、適正に手続きを行うよう指導するよう付した上で、市長に提出することに決定しました。

ここで、職員の入替のため、暫時休憩いたします。

《 休 憩 》

再開いたします。

議長

日程第 5、報告第 33 号農地法第 18 条第 6 項の規定による届け出について、を議題とします。

事務局から説明を求めます。

《事務局説明》

説明が終わりました。

これで、報告第 33 号を終わります。

議長

次に、日程第 6、報告 34 号使用貸借権の合意解約について、を議題とします。

事務局から説明を求めます。

《事務局説明》

説明が終わりました。

これで、報告第 34 号を終わります。

議長

次に、日程第 7、報告 35 号農地の現状変更届出について、を議題とします。

事務局から説明を求めます。

《事務局説明》

説明が終わりました。

これで、報告第 35 号を終わります。

議長	<p>次に、日程第 8、報告 36 号農地基本台帳新規(補正)登載申請について、を議題とします。</p> <p>事務局から説明を求めます。</p> <p>《事務局説明》</p> <p>説明が終わりました。</p> <p>これで、報告第 36 号を終わります。</p>
議長	<p>次に日程第 9、議案第 68 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、を議題といたします。</p> <p>事務局から説明を求めます。</p> <p>《事務局説明》</p> <p>説明が終わりました。</p> <p>ここで、現地調査員から調査結果の報告を求めます。</p> <p>第 2 区の報告を登壇してお願いします。</p>
6 番委員	<p>登米市農業委員会第 2 区に係る現地確認調査は、令和 6 年 1 月 22 日、午後 1 時 30 分から委員 2 名により、事務局職員の案内で実施いたしました。その調査結果について報告します。</p> <p>農地法第 3 条の進行番号 16 番は、別紙議案説明資料 1 ページから 7 ページに記載されているとおりです。</p> <p>申請内容は、愛知県名古屋市に在住する譲受人が、仙台市に居住する譲渡人から、東和町米川地内の農地を譲り受け、耕作を行うものです。</p> <p>譲受人は、登米市に移住して新規就農する方ではありますが、知人の農業者から指導を受けながら管理営農する予定であり、許可は妥当との意見で一致しました。</p> <p>以上のおり報告します。</p> <p>令和 6 年 1 月 25 日現地調査委員</p> <p>17 番 鈴木 巖 委員</p> <p>12 番 上野 栄公 委員</p>
議長	<p>調査報告が終わりました。</p> <p>次に、地域との調和要件について、担当委員から自席にて発言をお願いします。</p> <p>なお、進行番号 13 番と 15 番は、14 番阿部晃徳委員、19 番芳賀秀二委員より支障なしとの報告を受けております。</p>

進行番号 2 番、4 番について、12 番上野栄公委員

《支障なしの声を確認》

次に、進行番号 6 番、7 番について、4 番三塚芳毅委員

《支障なしの声を確認》

次に、進行番号 9 番について、15 番加美山竜太委員

《支障なしの声を確認》

次に、進行番号 10 番、11 番について、21 番佐藤瑛彦委員

《支障なしの声を確認》

次に、進行番号 12 番について、20 番櫻井利光委員

《支障なしの声を確認》

次に、進行番号 16 番、17 番、18 番、19 番について、5 番五十嵐幸喜委員

《支障なしの声を確認》

次に、進行番号 21 番について、9 番岩淵勉委員

《支障なしの声を確認》

議長

いずれも支障等はないようですので、これより質疑を行います。
質疑ございませんか。

推進委員
亀井委員

進行番号 2 番、3 番ですが、太陽光発電の関係でしょうか、同じ土地を異なる法人が申請するのはどのような関係かお伺いします。それから、賃料の違いについて、どのようになっているのかお伺いします。

事務局

解除条件付きの 3 条賃貸借は、農業法人ですが、認定農業者ではありませんが、農地所有の各法人では無いため、一般法人扱いとなりまして、解除条件が付いております。一方の法人が耕作し、もう一方の法人が営農型太陽光の設置業者となります。

区分地上権は、農作物を作っている部分の上部、パネル部分までの空間を賃借するものでございまして、パネル設置事業者の方で賃借の契約をする内容と

なっております。

賃料の違いは、所有者と借受者の協議で 19,000 円ということで、高くても 15,000 円で推移しているところなので、高目ではありますが、妥当な範囲ということで認識しております。

また、3 番の地上権は、農地全体 4,000 m²の設定で、宅地相当分で、計算したものと事業者の方から説明をいただいております。

推進委員
亀井委員

小作料がずいぶん違うのですが、その点についてお伺いします。

事務局

小作料につきましては、あくまで進行番号 2 番の分のみになります。区分地上権は、耕作というよりは、作物とパネルの部分作物より上の空間の部分の貸借になります。なので、その部分は太陽光の設置部分は宅地扱いで、今回の業者の方の申し出でありまして賃料はそれぞれいただくような形になります。

推進委員
亀井委員

どのような作物を耕作されるのか。

事務局

法人からの聞き取りによりますと、牧草を今回は耕作したいということで申請の方上がっております。以上でございます。

推進委員
亀井委員

営農型太陽光発電は、今までの実績から耕作部分の課題を抱えていると感じています。認定後の指導方針などについてお伺いします。

事務局

上手くいかなかった場合などにつきましては更新の際に聞き取り等を詳しくさせていただき作物適しているのなど、県の普及センターと、連携をとりながら、指導させていただいているところがございます。ただし、中にはその作物がうまくいかなかったために、今年度じゃがいもやったけど来年はちょっとサツマイモに変えようかなとかそういった相談が来た場合には、若干作物変わったりもしております。なお案件は、水没するなど若干苦戦していると伺っておりますが、なお普及センターの方から指導いただきながら下部の部分にも耕作地として大分お金をかけてやっていただいているので、今後結果が出るように、引き続きちょっと見守りながら指導等が続けられればと思っております。

以上でございます。

推進委員
亀井委員

全然わかりませんが、なんかちょっとこれおかしいなと思うんですけども、買い付けが大きいのであればこれでいいんですけども、私個人としてこれちょっとうまくない案件じゃないかなという感覚を持っていて一応お伺いしました。

10 番委員	<p>亀井さんお話ししたので、そうだなって思ったので今ちょっと追加でお尋ねしますが、牧草植えるということは最後どのようになっているか。</p>
事務局	<p>牧草でございますが、法人の方で、現在涌谷町、それから、福島郡山の方で、羊の方を飼っているとのことでした。最初ですね宮城県内の営農型太陽光の下部でも、報告をしたいって目標をしたいってという相談がありましたが、農作物の収量をちょっと見込む部分で、実績報告いただく際に収量の把握が困難なために、県と協議した結果、牧羊はちょっと難しいという回答をさせて頂いたところ、郡山と涌谷で飼っている羊に収穫した後に持って行って、餌として与えたいというふうな計画で申請の方いただいております。</p> <p>以上でございます。</p>
10 番委員	<p>すいません。長引かせて申し訳ないけど、亀井さんが危惧しているようなことと私多分一緒だと思いますが、例えば牧草でそうやって使うということで、何もしてなくてあれてということは、作物作るって言って作ってないという草だらけになるという意味だと思いますが、牧草でそういうことをして成り立っていると、今度ボーボーした草を生やした人は、牧草をしています。ということで、まかり通るようなことにはならないですか。それ良いということになるのでしょうか。多分そういうことを含めて、危惧して心配していると思います。</p>
事務局	<p>事務局といたしましてもそういった部分について非常に危惧しております。営農型太陽光で申請いただいて、作物上手くいかなかった売電事業は引き続きやらせてくださいってというような、申請とか更新の際に、いろいろ事情があつてうまくつくれなかったってというような話を多々受けます。そういった中で、あくまで営農型太陽光でございますので、作物の耕作についてしっかりやって欲しいということで、口頭ベースにはなりますが実績報告、毎年2月ぐらゐの実績報告などに基づきまして、指導するとともに、あと、その解除条件つきの中でも認定農業者じゃないと3年で更新になりますが、そういった更新の際に、その作物の状況とかについて知見、作物のその知見を有する者からの意見書などを見ながら、しっかりやって欲しいって部分を指導しております。今後、そのような草ぼうぼうになっているとか、荒廃農地に見えるようなやり方ってのが見受けられた場合は速やかに、話をしながら、速やかに指導等を行って、適切な管理の方やっていただくように指導して参りたいと思いますので、ご理解のほどよろしくお願ひします。</p> <p>以上でございます。</p>
9 番委員	<p>実はここ現地確認に行きました。ちょっと教えていただきたいのが、3条で条件解除権利種目のところね。3条解除条件つき、3条賃貸借及び3条区分地上権ってありますけど、その他に先走るかもしれないですけど、実は5条の方で、同じく進行番号2番の賃貸借で出ています。それでこの一時転用という</p>

ことで10年間やって平米116円が出ていますがこれどういうことなのか教えていただきたいです。

事務局

はい。今の委員のご質問の部分につきましては議案第70号21ページの進行番号2番でございますかね。はい。そちらでございますが、こちらの営農型太陽光の場合ですが、野立の太陽光と違いまして、支柱の部分のみを転用申請する流れになっております。柱の部分のみになります。なので、空中部分にあります、パネル部分ですとかそういった部分が、先ほどの区分地上権の方で設定するものになっております。なので、5条の転用の方につきましては、支柱の部分だけになりますので非常に面積が小さくなっているところでございますがこの農地全体、借り上げたい営農型太陽光やりますよっていうそういうことなので耕作の部分でまず3条の賃貸借解除条件つきではございますが、それと区分地上権も合わせて申請するような流れになっております。

以上でございます。

議長

その他に質疑ございませんか。

《質疑なしの声を確認》

なければ質疑を終わります。

それではこれより議案第68号を採決します。

お諮りします。

本案は、申請の通り許可することにご異議ございませんか。

《異議なしの声を確認》

異議なしと認めます。

よって、議案第68号、農地法第3条の規定による許可申請については、申請の通り許可することに決定いたしました。

次に日程第10、議案第69号農地法第4条の規定による許可申請に対する意見の決定について、さらに、日程第11、議案第70号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について、を一括議題といたします。

事務局から説明を求めます。

《事務局説明》

説明が終わりました。

ここで、現地調査委員から、調査結果の報告を求めます。

第1区の報告を登壇してお願いいたします。

農地法第4条の進行番号1番については、別紙議案説明資料8ページから10ページに記載されているとおりです。申請内容は、令和3年2月15日付けで農地法第4条許可済みである営農型太陽光発電施設の一時転用許可を更新するもので、農地区分としては農用区域内にある農地で、原則として転用許可ができない農地ではありますが、例外的に許可することができる一時的な転用であって、かつ、当該利用目的を達成するうえで、当該農用地を供することが必要であると認められるものです。転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当とする意見で一致いたしました。

農地法第5条の進行番号1番については、別紙議案説明資料14ページから16ページに記載されている通りです。申請内容は、申請地に貸駐車場を整備するもので、農地区分としては、市街地化の傾向が著しい区域内にある農地であり、都市計画区域の用途地域内である第3種農地と判断され、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致いたしました。

農地法第5条の進行番号2番については、別紙議案説明資料17ページから19ページに記載されている通りです。申請内容は、申請地に営農型太陽光発電施設を設置するもので、農地区分は第1種農地で、原則的に、転用許可ができない農地ではありますが、例外的に許可することができる一時的な転用であり、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。

農地法第5条の進行番号3番については、別紙議案説明資料20ページから22ページに記載されている通りです。申請内容は、太陽光発電施設を設置するもので、農地区分としては、農業の公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と、判断され、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。

農地法第5条の進行番号4番については、別紙議案説明資料23ページから26ページに記載されている通りです。申請内容は、申請地に幼保連携型認定こども園を新築するもので、農地区分としては、第1種農地で、原則的には転用許可ができない農地ではありますが、例外的に許可することができる日常生活、または、業務上必要な施設で、集落に接続して設置されているものであり、転用における市民への影響も見受けられず転用の要件は満たされております。また、申請地はすでに農外利用されていることから、申請人により、始末書を徴し、やむを得ず転用は妥当との意見で一致いたしました。

以上のおり報告します。

令和6年1月25日、現地調査員

9番 岩淵勉 委員

18番 芳村忠市 委員

8番 浅野和宏 委員

次に、第2区の報告を登壇してお願いいたします。

農地法4条の進行番号2番については、別紙議案説明資料11ページから13ページに記載されている通りです。申請内容は、申請地に堆肥舎の通路を整備するもので、農地区分としては、農用地区内にある農地で、原則的には転用許可ができない農地ではありますが、例外的に許可することができる用途区分が、農業用施設用地である農地に農業用施設が整備されているものであり、転用における周囲への影響も見受けられず、転用の要件は満たしております。また、申請地の一部がすでに農外利用されていることから、申請人より始末書を徴しやむを得ず転用は妥当との意見で一致しました。

農地法第5条の進行番号5番については、別紙議案説明資料26ページから28ページに記載されている通りです。申請内容は、申請地に堆肥舎を整備するもので、農地区分としては、農業地区内にある農地で、原則的には転用許可ができない農地ではありますが、例外的に許可することができる用途区分が、農業用施設用地である農地に農業用施設が整備されるものであり、転用における周囲への影響も見受けられず転用の要件は満たされております。また、申請地の一部がすでに農外利用されていることから、申請人により始末書を徴し、やむを得ず転用は妥当との意見で一致しました。

進行番号6番については、別紙議案説明資料29ページから31ページに記載されている通りです。申請内容は、申請地に駐車場及び木材燃料資材置き場を整備するもので、農地区分としては、農業の公共投資の対象になっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断され、転用における周囲への影響も見受けられず、転用の要件は未満たされております。また、申請地はすでに農外利用されていることから、申請人より、顛末書を徴しやむを得ず転用は妥当との意見で一致しました。

進行番号7番については、別紙議案説明資料32ページから34ページに記載されている通りです。申請内容は、太陽光発電施設を設置するもので、申請時の農地区分は、中田庁舎から概ね300メートル以内の区域の農地であるため、第3種農地と判断され転用における周囲の影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。

進行番号8番については、別紙議案説明資料35ページから37ページに記載されている通りです。申請内容は、申請地に居宅を新築するもので、農地区分としては、第1種農地で原則的には転用許可ができない農地ではありますが、例外的に許可することができる集落に接続して設置されるものであり、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致いたしました。

以上の通り報告いたします。

令和6年1月25日、現地調査員

17番 鈴木巖 委員

12番 上野栄公 委員

調査報告が終わりました。

これより議案第69号、議案第70号についての質疑を行います。

質疑ございませんか。

6 番委員

20 ページの農地法第 4 条の 1 番ですが、これは太陽光発電施設をすでに実施しているものですか。

事務局

はい。現在太陽光営農型太陽光が設置されておりそちらの更新の申請になります。以上です。

推進委員
亀井委員

先ほどの質問も関連しますが、21 ページの進行番号 2 番は 0.31 m^2 0.38 m^2 を残した理由は何ですか。

事務局

こちらの面積は太陽光の支柱の面積です。その分は転用に当たりますのでこういった数値になっております。

議長

その他質疑ございませんか。

《質疑なしの声を確認》

無ければ質疑を終わります。

これより議案第 69 号を採決します。

お諮りします。

本案はすべて可とすることにご異議ございませんか。

《異議なしの声を確認》

異議なしと認めます。

よって、議案第 69 号、農地法第 4 条の規定による許可申請に対する意見の決定については、審議の結果、すべて可とすることに決定いたしました。

次に議案第 70 号を採決します。

お諮りします。

本案は、すべて可とすることにご異議ございませんか。

《異議なしの声を確認》

異議なしと認めます。よって、議案第 70 号、農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見の決定については、審議の結果、すべて可とすることに決定いたしました。

次に、日程第 12、議案第 71 号非農地証明願について、を議題といたします。事務局から説明を求めます。

《事務局説明》

議長

説明が終わりました。

農地利用状況調査結果に基づく、非農地証明願については、非農地証明書交付事務処理要領第5条ただし書きにより、現地調査を省略しております。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

《質疑なしの声を確認》

なければこれで質疑を終わります。

お諮りします。

本案は、願出の通り証明することにご異議ございませんか。

《異議なしの声を確認》

異議なしと認めます。

よって、議案第71号非農地証明願については、願出の通り証明することに決定いたしました。

次に日程第13、議案第72号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について、を議題といたします。

事務局から説明を求めます。

《事務局説明》

議長

説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

《質疑なしの声確認》

なければこれで質疑を終わります。

議長

説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

《質疑なしの声確認》

ないようですのでこれで質疑を終わります。

これより議案第72号について採決します。

議長

お諮りします。
本案は原案の通り決定することにご異議ございませんか。

《異議なしの声を確認》

異議なしと認めます。
よって議案 72 号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定
について原案の通り決定いたしました。

以上で、総会日程は終了しました。
令和 6 年度第 11 回登米市農業委員会総会を閉じます。

上記のとおり、相違ないことを証明する。

令和 6 年 1 月 25 日

議長(会長) 高橋 清 範

議事録署名人 13 番 小野寺 鉄 子

議事録署名人 15 番 加美山 竜 太